

## 議案第 97 号

鈴鹿亀山地区広域連合の処理する事務の変更及び鈴鹿亀山地区広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、別紙のとおり鈴鹿亀山地区広域連合の処理する事務の変更及び鈴鹿亀山地区広域連合規約の変更をすることについて協議する。

平成 25 年 11 月 28 日提出

亀山市長 櫻井 義之

### 別 紙

鈴鹿亀山地区広域連合の処理する事務の変更及び鈴鹿亀山地区広域連合規約の変更に関する協議書

### 提案理由

鈴鹿亀山地区広域連合の処理する事務の変更及び鈴鹿亀山地区広域連合規約を変更することに関して関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

鈴鹿亀山地区広域連合の処理する事務の変更及び鈴鹿亀山地区広域連合規約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、鈴鹿亀山地区広域連合の処理する事務のうち「広域市町村圏計画の策定に関する事務」及び「広域市町村圏計画の実施の連絡調整に関する事務」を廃止し、並びに鈴鹿亀山地区広域連合規約の一部を変更する規約を次のように定める。

鈴鹿亀山地区広域連合規約の一部を変更する規約

鈴鹿亀山地区広域連合規約（平成11年三重県指令北企第132号）の一部を次のように変更する。

第4条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り上げる。

第5条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第7号までを2号ずつ繰り上げる。

別表を次のように改める。

別表（第17条関係）

1 第4条第1号に係る経費

均等割	10%
人口割（国勢調査人口）	45%
高齢人口割（国勢調査65歳以上人口）	45%

2 第4条第2号から第4号までに係る経費

均等割	30%
人口割（国勢調査人口）	70%

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。